

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会
役員候補者選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「本協会」という）の定款第21条に定められる役員の選任時において、円滑に役員候補者を社員総会に提案するためのものである。

(役員)

第2条 本協会の役員は、定款第20条に定められる。

(役員の任期)

第3条 本協会の役員の任期は、定款第24条に定められる。

- 2 本協会の理事の連続在任年数は10年までとする。
- 3 連続再任年数が5期10年に達した者を再び選任する場合は、2期4年以上の期間を空けなければならない。
- 4 本協会の役員の就任時の年齢は、以下のとおりとする。
 - (1) 役員の再任は、満75歳までとする
 - (2) 役員の新任は、満65歳までとする
 - (3) 任期中に満75歳を過ぎた場合は、任期満了日までとする。
- 5 本条第2項及び第3項について、役員の知識及び経験が協会運営上特に必要であり、当該役員を例外的に扱うべき理由が公益法人としての協会運営上適切であると理事会が判断した場合には、代表理事または業務執行理事に限り総会の承認により2期4年まで延長できるものとする。
- 6 本条第4項について、役員の知識及び経験が協会運営上特に必要であり、当該役員を例外的に扱うべき理由が公益法人としての協会運営上適切であると理事会が判断した場合には、外部理事に限り総会の承認により例外を認めるものとする。

(役員候補者選考委員会)

第4条 理事会は、役員の改選を行う定時総会の相当期間前に、本協会の役員（理事および監事）候補者、および会長候補者、副会長候補者、業務執行理事候補者の選考のため、役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

- 2 選考委員会は、社員総会において役員が決定され、理事会において業務執行理事が決定されるまで存続する。
- 3 選考委員会には、次の委員を置く。
 - (1) 議長 1名
 - (2) 委員 5～10名
- 4 委員は以下の人員で構成される。
 - (1) 地域ブロック協議会（第8条にて定義する）より各1名
 - (2) 本協会の外部理事より推薦される外部有識者1名
 - (3) 本協会の女性委員会より推薦者1名
 - (4) その他必要に応じて
- 5 議長は本協会の監事とする。
- 6 本条第3項の委員には、理事候補者は含まれてはならない。

(選考委員会の職務)

第5条 選考委員会は、以下の職務を行う。

- (1) 各役員候補者が、第7条にて定められた方法に基づき選考されていることの確認
- (2) 各役員候補者が、本協会の業務を円滑に運営できる資質があることの確認
- 2 選考委員会は、本条第1項の審議内容について、すみやかに理事会に報告を行う。
- 3 選考委員会は、役員候補者、またはその選考方法について問題があると認められる場合

は、その内容を付けて役員候補者の推薦者に対して差し戻す事ができる。

(選考委員会の開催)

第6条 選考委員会は、議長が招集する。ただし他の委員が招集することを妨げない。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議することができる。

(役員候補選出方法)

第7条 本協会を代表し、業務の円滑な運営をはかるため、理事候補者には以下のような役割が求められる。ただし、一人の候補者が2つ以上の役割を兼務することは妨げない。

(1) 正会員から選出された地域ブロック協議会を代表する候補者

(2) 都道府県を代表する正会員以外の正会員の団体から選出された、団体を代表する候補者（但し、複数名可能とする）

(3) 本協会に必要な資質を有する候補者

2 本条第1項(1)については、各地域ブロック協議会において適任者を選出する。

3 本条第1項(2)については、当該正会員の団体間で協議の上選出する。

4 本条第1項(3)については、理事会で協議して選出する。

5 本条第2項、第3項および第4項で選出する候補者には、それぞれ女性が含まれることが望ましい。

6 本条第1項(3)の理事候補者の数は、本条第1項(1)及び(2)で選出された選出候補者の合計数を超えないことが望ましい。

7 監事候補者は、本協会の顧問、または役員2名に推薦された者とする。

(地域ブロック協議会)

第8条 地域ブロック協議会は、北海道東北、関東、北陸信越、東海、近畿、中国四国九州とし、以下の都道府県に存在する正会員をもって組織し、その地域におけるオリエンテーリングの普及と振興を図るとともに、その地域における本協会の理事候補者、および役員候補者選考委員を選出するほか、地域内の正会員の共通事項に関し連絡協調をはかるものとする。

(1) 北海道東北ブロック

北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島

(2) 関東ブロック

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

(3) 北陸信越ブロック

新潟、長野、富山、石川、福井

(4) 東海ブロック

岐阜、静岡、愛知、三重

(5) 近畿ブロック

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

(6) 中国四国九州ブロック

鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2 地域ブロック協議会から選出する理事候補者の数は以下のとおりとする。

(1) 関東ブロック 3名

(2) その他のブロック 各1名以上

3 地域ブロック協議会から選出された理事候補者は、地域性や輪番制にこだわらず、本協会の運営について意欲や行動力や先見性を持つものが望ましい。また、各委員会の中心的役割を担えるものが望ましい。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行されてきた「理事選考規程」を、令和4年2月28日に、「役員の在任年齢に関する規程」と統合して制定したものである。

「理事選考規程」の改訂履歴は以下の通り。

平成25年3月3日、改訂

平成26年5月25日、改訂

平成27年3月8日、改訂

「役員候補者選考規程」

令和4年2月28日、制定

令和5年5月20日、改訂

令和7年12月6日、改訂